

令和3年

第1回市議会定例会 議案第27号

函館市交通安全対策会議条例の一部改正について

函館市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

函館市交通安全対策会議条例（昭和46年函館市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（会長および委員等）」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「委嘱又は」を「委嘱し、または」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 市の職員（次号および第6号に掲げる者を除く。）

第3条第5項に次の2号を加える。

(7) 公募による者

(8) その他市長が必要と認める者

第3条第6項中「25人」を「18人」に改め、同条に次の2項を加える。

7 委員（第5項第7号および第8号に掲げる者のうちから委嘱された委員に限る。以下この項および次項において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

附 則

1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第3条第5項の規定による函館市交通安全対策会議の委員

の委嘱のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

交通安全対策会議の委員の定数を改め、委員の選出区分に公募による者等を加えることとし、および規定を整備するため